

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（収用、賃貸、解除保証） 3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43640">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43640</a>

法務省批把田民事局第三課長談



を提出し、資料を提出した。

(1) 沖縄全島の地図  
(2万5千分の1 及び 4万分の1)

(2) 1944年9月米軍が上陸作戦(同年10月10日)に備えて横つた航空写真

(3) 1947-8年頃横つた航空写真  
(米領地と軍用地、航空写真の時期認定の資料として利用している。)

注 本記 (1)(2)は、写真作成に費用を要する。米領地提供の場合、実費を

徴収する。これについては、由りある。

3. 沖縄の軍用地 実地調査の結果として  
1) 那覇 air base 2) 嘉手納比の海軍倉庫

1) 那覇 air base 2) 嘉手納 air base 3) 浦添 air base  
の3ヶ所を米領地として、1971年11月

2) 本 safety の関係 <sup>資料として</sup> 実地調査を許された  
ところ。1) 駐屯地、(2) 大規模な飛行場である。  
(1) 駐屯地 (1) 駐屯地 (1) 駐屯地 (1) 駐屯地

1) 那覇 air base には 陸軍、海軍、空軍  
の基地があり、このうち、土地を

70% 別に <sup>(領土)</sup> 管理を 決定した。この air-base  
の印象を得た。

2) 旧 嘉手納基地があり、この地は、米領地  
1971年11月と見られる。この地は、米領地  
(この地は、米領地)

(1) 那覇 air base 2) 嘉手納 air base 3) 浦添 air base  
~~1) 那覇 air base 2) 嘉手納 air base 3) 浦添 air base~~ (同じ地は、米領地) 等

決定した。この印象を得た。この地は、米領地  
の地域に入るとして、(1) 駐屯地、(2) 飛行場、(3) 飛行場

4. 次に、本年6月 閣議で、沖縄の返還

(1) 泡瀬の旧米軍用地を調査し、状況を調査  
 92 (972) 年。本(1)10年程前解放地を西原飛行場跡  
 地である。

1) 調査した国有地(旧国家統帥官法<sup>取得</sup>の  
 土地)と公有地に分けられ、今回公有地  
 部分を解放したところがある。当該地は70  
 ドーガーで取り分けられ、権利をとり分け  
 られた。筆界の境界は概ね同様にあり  
 3つの印象を得た。その後DEに  
 同地の<sup>部分</sup>小字2470(地番同)を定め、  
 担当官は筆界の境を認識したと報告  
 した。この「<sup>筆界の取り分け</sup>」  
 である。図中の同地は既に耕作地  
 地に入っている。

4) 泡瀬の軍用地は筆界で塩田である。

解放後には区別整理の上で新行地決  
 定するが、若し一部地主が決定に  
 従わない場合は、全体の区別をいっしょに  
 取り消す。

(1) ~~筆界の取り分け~~  
 (旧軍向空射兵器貯蔵場跡地) 長谷川前  
 (1961.6.30以前) 経過上、清和系神領に  
 関係する神領と筆界とが一致するが、現状  
 は筆界と神領とが一致していない。同地は11番の  
 土地調査所が区別整理の上で地番の  
 和歌山をとり、一定の筆界を<sup>筆界</sup>定め、最近  
 ESSOの近隣地を筆界とし、地番を  
 清和系と地番の一致をとり、和歌山  
 の筆界は11番の筆界である。



(1) 已劃整現の特例法を設けらるゝ。  
 (但し、与右の如く現狀を以てするにあり  
 との邊りから十分の注意を以てするにあり。)

(2) 協議地を名目上圖が一括置いとす  
 第一等と認めらるゝ。後期に於ては  
 主に分筆するに。 (但し、此の如く寫法上の  
 中絶——時限の不可侵——が(中)。

<sup>現行法</sup>  
 (3) 混和理論を適用し、各該地が  
 共同所有の共有物として一つに扱はるゝ  
 視察し、共有物の分割の形に於て  
 之の要件を処理する。

上記(1)~(3)の中心は(3)が最も重要なる  
 点にあり、此の如く考へらるゝ。

8. (事前の整頓の等) 現地中絶法に於

<sup>新設</sup>  
 改定に於て希望する事項の適用に於ては  
 了すべし(此の如く考へらるゝ)。

(1) 興債  
 地方債の } 新設の要件に於ては  
 (2) 特種債の } 特例あり。特に(2)は  
 他項の新設の最高に  
 全年田賦増徴の7%を占む。

(3) 普及債 1973年の12月の法に於ては  
 既にあり(但し、今の如くは  
 同様のものと考へらるゝ)。

秘密表示(朱印)  
**秘**  
 無期限

部数指示	発信用	執務用	備考
主 値	/	/	
付			
付属校	カ		

発送日	昭和45年11月7日
処理日	
発信	タイプ 校査

文書課長 (未開) 公 信 案 (分類昭和45年11月30日)

公 信 番 号 米北 第 92 号 公 信 日 付 昭 和 年 月 日

大 臣 主 管 起 案 昭 和 45 年 11 月 5 日

政 務 次 官 アメリカ局長  
 事 務 次 官 参 事 官  
 外 務 審 議 官 北米才一課長  
 外 務 審 議 官  
 官 房 長

起 案 者 電 話 番 号  
 446

協 議 先

受 信 者 発 信 者  
 在 沖 縄 高 松 吉 雄 松 知 吉 臣

写 送 付 先 (希 望 発 送 日)

件 名 沖 縄 土 地 内 題 (法 務 省 民 事 局 才 一 課 長 内 話)

GA-2 6 169 外 務 省 回 覧 番 号

米北792号  
 昭和45年11月6日

沖縄復帰準備委員会  
 日本国政府代表 殿

外 務 大 臣

(件名)  
 沖縄土地内題 (法務省民事局才一課長内話)

引用公・電信  
 日付・番号

10月22日 北米才一課長様、標記の内

聴調査の状況、最近、貴省の土地の法務

省民事局 北米才一課長に指示し、その

際、調査結果の聴取に努め、同記

件名に1部 別添送付した。

※ 付属添付  付属空便(行)  付属空便(DP)  付属船便(貨)  付属船便(郵)

(※印は文書課記入)

GA-2-1

外 務 省